

大規模災害時業務継続計画

泉州南消防組合

(令和6年3月)

《目 次》

第1章 大規模災害時業務継続計画の基本的な考え方

- 1 業務継続計画の目的
- 2 業務継続の基本方針

第2章 計画の前提となる想定災害及び被害想定

- 1 想定災害
- 2 3市3町における被害想定
- 3 泉州南消防組合における被害想定

第3章 業務継続計画の運用体制

- 1 大規模災害時における消防本部の体制
- 2 業務継続計画の発動及び解除
- 3 指揮命令系統の代行者
- 4 業務の優先度区分
- 5 発災後の対応目標

第4章 業務継続のための業務資源の確保

- 1 消防職員の確保
- 2 消防職員の確保対策
- 3 消防職員の参集予測

第5章 安否確認

- 1 消防職員の安否確認及び家族の安否確認
- 2 緊急連絡先の整理

第6章 業務継続のための執務環境の確保

- 1 庁舎
- 2 電力
- 3 物資の備蓄
- 4 通信
- 5 情報システム
- 6 広報
- 7 その他

第7章 業務継続体制の向上

- 1 持続的改善
- 2 教育・訓練
- 3 計画の検討・見直し

第1章 大規模災害時業務継続計画の基本的な考え方

1 業務継続計画の目的

地震・風水害等による大規模災害が発生した際、泉州南消防組合（以下「消防組合」という。）は、管内の泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町（以下「3市3町」という。）の災害応急対策の重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない業務を抱えている。

しかしながら、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、災害時の業務に支障をきたした事例が多数見受けられるところであり、このような非常事態であっても業務継続性を確保しておくことが極めて重要である。

そこで、消防組合は、「泉州南消防組合大規模災害時業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）」を策定し、大規模災害時において3市3町の地域防災計画や警防規程をはじめとする各種活動マニュアル等に基づく消防活動に続いて、住民生活、事業活動に不可欠な消防の業務を可及的速やかに、かつ、あらかじめ定めた計画に沿って再開・継続させることを目的とする。

2 業務継続の基本方針

大規模災害時においても住民の生命・身体・財産・経済活動等を守ることが重要な任務であり、その機能を継続するため、方針に基づいて業務継続を図る。

【基本方針】

1 「災害応急対策活動」の万全な実施

被災者の生命及び身体の安全の確保に必要な消火・救急・救助の災害応急対策活動に万全を尽くし被害を最小限に止める。

2 「優先度の高い通常業務」以外は停止

発生から72時間は人命救助活動等に最重点をおき、住民生活等に著しい影響を与える通常業務（被災時にも中断が許されない）以外は停止する。

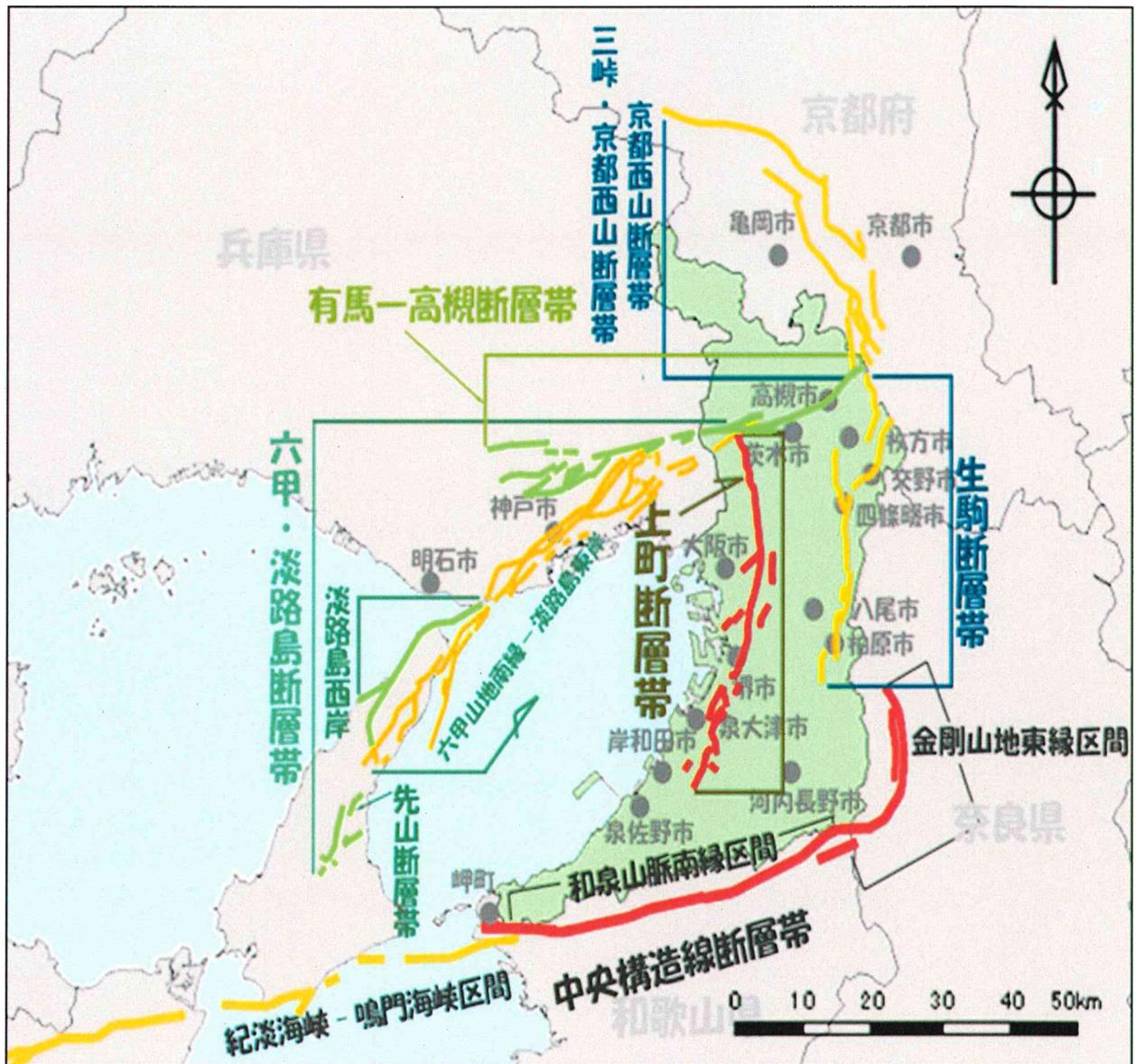
第2章 計画の前提となる想定災害及び被害想定

1 想定災害

3市3町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害を勘案し、大阪府の被害想定において3市3町で最も被害が大きいとされる「中央構造線断層帯地震」及び「南海トラフ大地震」並びに「台風における高潮浸水」が発生し得る自然災害として想定し、これを基礎とした。

【中央構造線断層帯】

図-1





2 3市3町における被害想定

(1) 地震津波被害想定

大阪府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震による被害を想定している。また、大阪府では各市町村別における被害の想定をしており、3市3町全体の被害の想定は下記の表-1のとおりであり、津波による被害想定は沿岸部で被害が見込まれる。

【3市3町全体における被害の想定（大阪府実施）】

表-1

項目		断層帯地震 中央構造線	巨大地震 南海トラフ	南海地震 ・ 東南海	上町断層帯 地震B	上町断層帯 地震A	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震
地震の規模 (※)	マグニチュード(M)	7.7~8.1	9.0~9.1	7.9~8.6	7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7
	震度	3~7	5強~6強	4~6強	4~7	4~7	4~7	3~7
全半壊棟数 建物	全壊(棟)	13,086	3,421	1,494	4,649	315	0	0
	半壊(棟)	13,878	13,630	2,955	5,586	768	0	0
	合計(棟)	26,964	17,051	4,449	10,282	1,083	0	0
出火件数(件)		5(12)	9	0(0)	2(3)	0(0)	0(0)	0(0)
死傷者数	死者(人)	179	571 (6,587)	6	45	0	0	0
	負傷者(人)	2,827	2,673 (1,725)	823	1,592	197	0	0
避難所生活者数(人)		24,893	20,971	3,108	9,791	1,000	1	0
罹災者数(人)		85,832	32,541	10,708	33,750	3,441	1	0
ライフライン	停電(件)	81,111	66,555	8,751	15,818	1,343	0	0
	ガス供給停止(戸)	48,011	330	0	35,000	0	0	0
	水道断水(万人)	14.9	26.7	4	8.4	1.7	0	0
	電話不通(加入者)	21,042	41,000	135	3,719	2,357	177	0

※ 地震の規模は府域全体の規模を表す

注) 出火件数は夕刻発生地震後1時間の件数、()は1日の件数

死者、負傷者は建物被害(夕刻)・火災(夕刻・超過確率1%風速)によるものの合計

※ 南海トラフ巨大地震は、南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会による推計

注) 建物全半壊棟数は揺れ、液状化、津波、急傾斜、火災の合計

死者、負傷者は冬18時によるもので()内は夏12時によるもの早期避難率が低い場合

避難所生活者数、罹災者数は、被災1日後の想定予想

ライフラインについては、被災直後の想定予想

(2) 高潮浸水被害想定

大阪府では、台風による高潮被害を想定している。

また、大阪府では各市町村別における被害の想定をしており、3市2町の高潮被害想定は、海岸線沿いの広範囲で、浸水被害が見込まれる。

3 泉州南消防組合における被害想定

(1) 地震津波被害想定

泉州南消防組合管内、3市3町全体の被害の想定は前記の表一1のとおりである。また、津波による被害想定は沿岸部で被害が見込まれ、液状化も懸念される。

(2) 高潮浸水被害想定

泉州南消防組合管内では、高潮浸水被害想定は、海岸沿いの広範囲で、本部庁舎・泉佐野署、本部田尻庁舎の2庁舎が見込まれる。

第3章 業務継続計画の運用体制

1 大規模災害時における消防組合の体制

(1) 地震津波発生時の体制

「中央構造線断層帯地震」では、消防組合管内の最大震度は「7」であり、この場合「警防規程」第4条の規定に基づく警防本部を設置するとともに、泉州南消防組合災害時組織増員計画(表一2)に基づく地震、津波災害B号配備体制となり、全職員を動員し全力をあげて災害応急対策等を実施する。

【泉州南消防組合災害時組織増員計画】

表-2

種別	招集区分	招集時期	招集者
地震 (津波)	A号配備 (自主参集)	組合管内で震度4以上の地震が発生したとき、又は津波警報が発令されたとき。	本部・署の管理職全員 +警備課員等 (注)
	B号配備 (自主参集)	組合管内で震度5弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発令されたとき。	職員全員

1. 解除の時期は各市町の状況により次長、警防部長及び各署長が判断する。

(注) A号配備を発動した場合、状況により、次長又は警防部長の判断で、警防部各課職員のうち必要人数を招集。

(2) 高潮発生時の体制

「台風における高潮浸水」では、消防組合の管轄区域で高潮による被害が多発する恐れがある場合、泉州南消防組合災害時組織増員計画(表-3)に基づく風水害、自然災害事前B号配置体制となり、特別警報発令の他、相当の被害が発生した場合は警防規程」第4条の規定に基づく警防本部を設置するとともに、風水害等自然災害C号配備体制に移行し、全職員を動員し全力をあげて災害応急対策等を実施する。また、高潮警戒の発令基準は、大阪湾最低潮位(OP)+3.5mに達すると予想される3~6時間前に発表され、高潮特別警報は「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風が上陸する12時間前に発令される。

【泉州南消防組合災害時組織増員計画】

表-3

種別	招集区分	招集時期	招集者
風水害等	署長招集	各市町が各種気象警報の発令等により警戒態勢をとり、副署長等が署長の招集を必要と認めたとき、また各市町が、災害対策本部、警戒本部等を設置したとき。	その市町を管轄する署の署長
自然災害	事前A号配備	組合管内で各種気象警報発令等により、災害発生のおそれがあるとき。	次長、警防部長、警防部理事、警備課長、指令課長

風水害等 自然災害	A号配備	組合管内で災害発生若しくは災害発生が差し迫っている場合で、A号配備の必要性があると次長等が認めたとき。	各署長 消防長、総務部長、救急課長、警備課長代理、指令課管理職2名
	事前B号配備	消防組合管内で特別警報が発令される可能性がある場合又は被害が多発する恐れがある場合で事前に非番員等を増強する必要があると、消防長が認めたとき。	各署は非番員1隊増隊に必要な人数 予防課管理職 指令課員（注1）、救急課員（注1）、警備課員（注1）
	B号配備	組合管内で特別警報が発令された場合、又は、被害が多発し、当務の消防力では対応できず、非番員等の増強をもって対応する必要があると、消防長が認めたとき。	災害を管轄する署の非番員等のうち必要人数 本部管理職 警防部各課員（注2）
	C号配備	相当の被害が発生又は、発生が予想される場合で、職員全員で対応する必要があると消防長が認めたとき。	職員全員

- 1 各種警報が組合管内に発令されたとき、及び台風接近時で組合管内が暴風域に入ったときは、全員自宅待機とする。なお、自宅待機とは、常時連絡がとれる組合管内及び自宅周辺等での待機をいい、各自が気象情報により自主的にとる行動で指令センターからの連絡は行わないものとする。
 - 2 解除の時期は、各市町の状況により、次長、警防部長及び各署長が判断する。
 - 3 特別警報が発令された場合、各市町の災害対策本部の動向の他、被害の発生を予想し、消防長が認めたときは、C号配備へ移行する。
 - 4 大阪府内でJアラートが発令された場合、A号配備に準じ招集する（ミサイル発射に伴う発令含む）。
- (注1) 事前B号配備を発動した場合、状況により所属長の判断で、各課職員のうち必要人数を招集する。
- (注2) B号配備を発動した場合、状況により次長又は警防部長の判断で、警防部各課職員のうち必要人数を招集する。

2 業務継続計画の発動及び解除

消防長は、警防本部が設置された場合及び消防組合管内又は消防庁舎等に甚大な被害が生じた場合、必要に応じて業務継続計画を発動する。また、安定的な業務継続が可能となった時点で、消防長は業務継続計画を解除し、全職員に周知する。

なお、各所属長は、解除の宣言前であっても、災害応急対策業務の進捗状況に応じて休止・縮小していた業務を順次再開させるものとする。

3 指揮命令系統の代行者

広域消防本部（以下「消防本部」という。）内において、消防長、次長、各部長、各課長が不在になる場合及び各署内において、署長、副署長、課長が不在になる場合、指揮命令の代行者をあらかじめ決めておく。（表－４）

【指揮命令系統の代行者】

表－４

指揮命令代行の対象者	第１次代行者	第２次代行者	第３次代行者
消防長	次長	担当部長	担当課長
部長	担当課長	担当参事	担当課長代理
本部課長	担当参事	担当課長代理	担当係長
消防署長	副署長	警防課長	警防課長代理

- ※ 消防長、部長、本部課長、消防署長、消防本部内及び各署における非常時優先業務を勘案し、上記の第３次代行者以降の代行者を別に指名することができる。
- ※ 消防長等と連絡が取れない場合、上記の順に従い自動的に職務の代行が行われるものとする。
- ※ 通信手段が確保され直接消防長等に指示を仰ぐことが可能な場合、代行は行わないものとする。

4 業務の優先度区分

業務継続計画では、大規模災害時に優先して継続すべき業務を絞り込んでおき、実際に発生した際には、人員・資機材を注力できるようにしておくことが要点となる。

消防組合における業務を選定し、業務の優先度区分を次に示す。（表－５）

【業務の優先度区分】

表－５

優先度	内 容	業務開始目標
S	大規模災害発生時、強化する業務	発災直後
A	大規模災害発生時、通常維持する業務	1 週間
B	大規模災害発生時、縮小する業務	2 週間
C	大規模災害発生時、停止する業務	1 カ月

5 発災後の対応目標

「発災後、いつの時期までに非常時優先業務を開始・再開すべきか」などを考慮し、時間軸に基づく対応目標を泉州南消防組合泉州南広域消防本部に関する規則第6条及び泉州南消防組合消防署に関する規程第5条の規定する事務分掌により区分し、次に示す。(表－6)

【消防組合における対応目標】

表－6

総務部 総務課

区分	優先度	業 務	備 考
総務係	C	組合議会、公平委員会及び監査委員との連絡に関する事	
	C	行政手続制度に関する事	
	C	訴訟に関する事	
	A	情報公開及び個人情報保護に関する事	
	C	財産の取得、管理及び処分に関する事	
	C	消防職員委員会に関する事	
	C	消防組織、機構その他重要事項の調査、研究及び企画に関する事	
	C	例規の制定及び改廃に関する事	
	B	文書の受発、編さん、保存及び管理に関する事	
	A	公印の保管に関する事	
	S	庁舎の統括管理に関する事	災害対応に係るものに限る
	C	寄附の収受に関する事	
	C	ほう賞及び表彰に関する事	
	C	消防警戒区域立入許可証に関する事	
	S	情報管理運営に関する事	災害対応に係るものに限る
	C	文書管理システムに関する事	
	S	本部の庶務に関する事	災害対応に係るものに限る

	S	消防団の連絡、調整に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	総務部の事務分掌中、他の課及び係の所管に属しないこと	災害対応に係るものに限る
	S	他の部の所管に属しないこと	災害対応に係るものに限る
人事係	C	職員の任用に関すること	
	C	人事及び職員の定数に関すること	
	C	人事計画の進行管理に関すること	
	A	職員の進退、賞罰その他身分に関すること	
	S	職員の勤務及び配置に関すること	災害対応に係るものに限る
	A	職員の給与及び諸手当に関すること	
	C	職員の研修に関すること	
	S	福利厚生及び衛生管理に関すること	災害対応に係るものに限る
	C	被服の貸与に関すること	
	C	職員の教養に関すること	
	A	職員の公傷病に関すること	
	C	職員の共済会に関すること	
	B	職員の共済組合に関すること	
	C	人事給与システムに関すること	
契約係	C	消防公務之証に関すること	
	C	その他人事に関すること	
	S	工事請負に係る入札及び契約に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	物品の購入及び工事に係る委託業務の入札及び契約に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	工事の検査及び物品の検収に関すること	災害対応に係るものに限る
C	建設工事等業者選定委員会に関すること		
S	その他契約及び検査事務に関すること	災害対応に係るものに限る	

総務部 管理課

区分	優先度	業 務	備 考
経理係	A	会計事務の処理に関すること	
	A	財務管理システムに関すること	
	A	物品の出納及び管理に関すること	
	A	備品の統括管理に関すること	
	B	その他経理に関すること	

財政係	A	予算の編成及び執行に関すること	
	A	予算計画の作成に関すること	
	A	財政調査に関すること	
	A	行財政の管理に関すること	
	B	起債に関すること	
	B	補助金に関すること	
	B	その他財政に関すること	

警防部 予防課

区分	優先度	業 務	備 考
危険物係	S	危険物製造所等の設置及び変更の許可、完成検査前検査、完成検査並びに仮使用承認に関すること	ライフラインの確保に関する仮貯蔵・仮取扱い並びに危険物施設の復旧及び応急対策の対応に限る
	B	危険物製造所等の予防規程に関すること	
	B	危険物製造所等の保安検査に関すること	
	B	危険物施設の査察及び違反処理に関すること	
	B	危険物の安全知識の指導及び危険物安全週間等の広報に関すること	大規模災害の発生に関することは維持する
	S	危険物に係る災害調査に関すること	危険物施設等の被災の状況把握に限る
	C	危険物取扱者の育成指導に関すること	
	B	少量危険物及び指定可燃物等の運用基準に関すること	
	S	危険物等の統計事務に関すること	被害情報の集計に関することに限る
	S	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に関すること	被害の状況把握と指導に限る
保安係	C	その他危険物に関すること	
	B	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に関すること	
	B	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に関すること	
B	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第14		

		9号)に関すること。	
	S	保安指導及び広報に関すること	大規模災害の発生に関することは維持する
	B	査察及び違反処理に関すること	
	S	統計に関すること	被害情報の集計に関することに限る
	C	その他保安取締に関すること	
設備係	B	建築物の確認、許可及び認可の同意に関すること	
	A	消防用設備等の設置及び維持管理の指導に関すること	被害の状況把握と指導は維持する
	B	消防用設備等の検査に関すること	
	C	泉州南消防組合火災予防条例(平成25年泉州南消防組合条例第12号)の運用基準に関すること(危険物係の所管を除く。)	
	S	予防統計に関すること	被害情報の集計に関することに限る
	B	消防対象物の新築、変更等の相談に関すること	
	C	その他予防事務に関すること	
指導査察係	C	消防対象物の査察基準等の策定及び指導教育に関すること(危険物係及び保安係に属するものを除く。)	
	B	消防対象物の査察に関すること(危険物係及び保安係に属するものを除く。)	
	C	査察計画の統括に関すること	
	C	消防対象物の違反是正及び違反処理に関すること(危険物係及び保安係に属するものを除く。)	
	C	防火対象物及び防災管理者の育成及び指導に関すること	
	C	防火対象物の定期点検報告制度及び防火防災管理点検制度等に関すること	
	C	災害予防知識の普及宣伝に関すること	
	S	消防広報の企画及び調整に関すること	大規模災害発生に係る広報全般に限る

C	防災にかかる各種協力団体(消防団は除く。)の育成、調整及び表彰等に関する事	
C	その他査察指導に関する事	

警防部 警備課

区分	優先度	業 務	備 考
警備係	C	防災計画に関する事	
	C	警防計画及び消防水利の整備計画に関する事	
	S	消防主力機械の配置、運用及び出動区域の設定に関する事	災害対応に係るものに限る
	C	消防に関する都市等級に関する事	
	S	消防相互応援その他の協定に関する事	災害対応に係るものに限る
	S	警備に係る統計及び情報収集に関する事	
	C	警防技術の研究及び訓練指導並びに警防隊員の育成指導に関する事	
	C	火災原因等の調査研究に関する事	
	S	関西国際空港消防関係連絡協議会の事務に関する事	災害対応に係るものに限る
	S	車両の総括管理、更新計画及び登録等に関する事	車両の総括管理に限る
	S	本部配置車両の管理に関する事	災害対応に係るものに限る
	C	機械器具の整備計画及び取扱いの指導に関する事	
	C	機関員の養成及び技術指導に関する事	
	S	機械に係る統計及び情報収集に関する事	災害対応に係るものに限る
	S	緊急消防援助隊に関する事	
	S	消防力の適正配置に関する事	災害対応に係るものに限る
	S	災害現場における指揮、監察及び評定に関する事。	災害対応に係るものに限る
S	災害現場における関係情報の収集及び関係機関との連携に関する事		

	S	災害現場の安全管理及び指揮体制の確立、研究に関すること。	災害対応に係るものに限る
	C	警防訓練に係る企画及び署が企画する警防訓練の支援に関すること。	
	S	ドローンの整備及び運用に関すること。	災害対応に係るものに限る
	S	その他の警備業務に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	警防部の事務分掌中、他の課及び係の所管に属しないこと	災害対応に係るものに限る
救助係	S	救助業務及びその統括に関すること	災害対応に係るものに限る
	C	救助業務計画に関すること	
	S	救助関係車両の配置に関すること	災害対応に係るものに限る
	C	救助技術の研究及び訓練指導並びに救助隊員の育成指導に関すること	
	S	救助に係る統計及び情報収集に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	放射線防災の統括に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	本部配置車両の管理に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	本部配置の救助資機材の管理に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	その他救助業務に関すること	

警防部 救急課

区分	優先度	業 務	備 考
救急管理係	S	救急業務の統括に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	救急自動車及び救急資器材の配置に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	救急医療機関その他救急関係機関との連絡調整に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	救急告示医療機関への協力申出等に関すること	
	C	メディカルコントロール体制に関すること	
	S	救急に係る統計及び情報収集に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	救急業務計画に関すること	災害対応に係るものに限る
	C	応急手当の普及啓発等の計画に関する	

		こと	
	C	救急にかかる各種協力団体の調整・表彰等に関すること	
	C	救急に係る広報及び予防救急に関すること	
	A	患者等搬送事業の認定及び指導に関すること	
	S	その他救急業務に関すること	災害対応に係るものに限る
救急指導係	S	救急業務に関すること	災害対応に係るものに限る
	C	応急手当の普及啓発に関すること	
	A	救急搬送の証明に関すること	
	S	救急医療情報に関すること	災害対応に係るものに限る
	S	救急自動車及び救急資器材の管理に関すること	
	B	救急技術の研究、訓練指導及び救急隊員の育成指導に関すること	
	C	救急資器材の高度化に関すること	
	C	救急統計の分析及び研究に関すること	
	C	病院実習の調整に関すること	
	C	その他救急活動に係る教育、指導、検証及び助言に関すること	

警防部 指令課

区分	優先度	業 務	備 考
指令情報係	S	災害関係情報の収集及び防災関係の連絡に関すること	
	S	職員の非常招集の実施に関すること	
	S	消防通信施設の整備、保守管理及び運用に関すること	
	S	気象情報の招集及び連絡に関すること	
	S	職員の非常招集の計画及び実行に関すること	
	S	災害時の消防団員等の連絡調整に関すること	
	S	災害状況及び救急医療情報案内に関すること	

	A	災害出動計画の運用に関すること	
	A	消防支援情報システムの管理運営及びデータ管理に関すること	
	A	報道機関との連絡調整に関すること	
	C	消防通信施設の技術研究及び整備計画に関すること	
	S	その他、指令情報業務に関すること	災害対応に係るものに限る
通信指令係	S	消防部隊の出動指令、統制及び運用に関すること	
	S	火災、救急、救助その他の受報及び出動指令に関すること	
	S	消防救急無線の統制に関すること	
	S	災害関係情報の収集及び防災関係の連絡に関すること	
	S	災害出動計画の運用に関すること	
	S	災害状況及び救急医療情報案内に関すること	
	A	指令業務に係る統計に関すること	災害対応に係るものに限る
	A	口頭指導にすること	
	C	119番の普及啓発に関すること	
	B	通信指令業務の庶務に関すること	
	A	通信指令業務における各署との連携に関すること	
	S	その他、通信指令業務に関すること	災害対応に係るものに限る

消防署

区分	優先度	業 務	備 考
警防係	S	火災、その他災害の警戒及び防御活動に関すること	
	A	火災原因及び損害の調査に関すること	
	A	り災証明に関すること	
	B	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関すること	
	C	自衛消防訓練の指導に関すること	
	S	車両、機械器具等(救急、救助資器材を除く。)の管理に関すること	

	S	放射線防災に関する事(熊取署のみ適用する。)	災害対応に係るものに限る
	S	消防通信施設の維持管理に関する事	
	S	災害関係情報の収集及び防災関係機関との連絡に関する事	
	S	職員の非常招集に関する事	
	S	その他通信指令業務に関する事	災害対応に係るものに限る
予防係	B	危険物の規制に関する事	被害の状況把握と指導は維持する
	A	建築物の確認、許可及び認可の同意に関する事	
	B	消防用設備等の設置に係る指導及び検査並びに防火管理者等に関する事	消防用設備等の被害の状況把握と指導は維持する
	B	泉州南消防組合火災予防条例(平成25年泉州南消防組合条例第12号)に関する事	
	C	婦人防火クラブに関する事。(泉南署及び岬署のみ適用する。)	
	S	消防対象物及び危険物施設の防火査察及び防火指導に関する事	災害対応に係るものに限る
	C	消防対象物の違反処理に関する事	
	B	予防関係の統計に関する事	
庶務係	B	文書管理に関する事	
	A	情報公開及び個人情報保護に関する事	
	A	会計事務の処理に関する事	
	S	庁舎及び庁舎備品の維持管理に関する事	災害対応に係るものに限る
	S	契約に関する事	災害対応に係るものに限る
	A	予算に関する事	
	S	庶務に関する事	災害対応に係るものに限る
	C	被服等の貸与に関する事	
	S	職員の安全衛生管理に関する事	災害対応に係るものに限る
	S	消防団との連携調整に関する事	災害対応に係るものに限る
	A	公印の管理に関する事	
	S	防災に係る各種協力団体に関する事	災害対応に係るものに限る
救急係	S	救急業務に関する事	
	C	応急手当の普及啓発に関する事	

	B	救急搬送の証明に関する事	
	S	救急医療情報に関する事	
	S	救急自動車及び救急資器材の管理に関する事	

第4章 業務継続のための業務資源の確保

1 消防職員の確保

業務資源（人、物、情報、ライフライン等）のうち、職員は最も重要な資源の一つであり、その安全確保及び安否確認は業務継続において極めて重要である。

消防職員の居住地状況から、消防組管内居住者が約75%・管外居住者が約25%を占めており、参集時における地震火災、通行規制の影響、津波被害等により、数日間は参集不能な消防職員が予想される。

また、勤務中の消防職員にも負傷者が発生する可能性や、甚大な被害に伴い精神的にしばらくは業務従事困難となる消防職員も予想される。

このように、消防職員の確保は厳しい状況が予想されるが、消防機能を最高度に発揮するため、発災直後は自転車等による参集者を増やし、職員数を確保する必要がある。

2 消防職員の確保対策

大規模災害時においては、通常の執務体制から非常警備体制に速やかに切り替えるとともに、勤務時間外の消防職員は、自主参集及びSNSの無料通話アプリ等による各所属からの非常招集の併用により速やかに参集し災害応急対策に従事することになるため、次のとおり消防職員の確保対策を講じる。

- (1) 各所属長は消防職員の参集状況を確認し、警防本部に報告
- (2) 発災直後は、公共交通機関等が停止している場合であっても、自動車、単車、自転車及び徒歩により参集する。
- (3) 発災直後、数日間は交代要員の確保が容易でないと予想されるため、長時間勤務に備えて可能な範囲で休憩を取る。
- (4) 各所属において消防職員確保が困難な場合、業務の優先度や消防職員の不足を踏まえて、応援体制の構築及び消防職員配置の見直しを行う。
- (5) その他各所属長は消防職員確保に必要な措置を講ずること。

3 消防職員の参集予測

参集予測方法は令和元年10月1日時点の職員データを基に職員の居住地から参集場

所（各所属署所）までの参集状況について算出方法（表—7）により参集予測を行った。
なお、参集予測結果については別表のとおり。

＊参集予測調査の基礎条件

- ・ 対象職員は全職員377名（再任用職員27名を含む）
- ・ 総務課人事係から提供される「通勤届」の通勤距離・通勤手段のデータにより算出。
- ・ 移動手段は発災から3日目までは、徒歩、自転車、バイクのみとし、4日目以降は全交通手段の利用が可能とする。
- ・ 移動速度は徒歩：3 km/h、自転車：8 km/h バイク15 km/hと設定する。
- ・ 参集時間＝実際の移動時間（通勤距離/移動速度）＋30分（準備等に要する時間）
- ・ 発災から3日目までは、徒歩又は自転車による空港連絡橋の通行が不可であるため、空港出張所職員に関しては、泉佐野署に参集後、消防車両で空港出張所に向かうものとし、各所員の通勤距離から7.5 km（空連道臨海北交差点から空港出張所までの距離）を削除する。
- ・ 中間集計でD及びE区分に分類された職員については、移動時間（通勤距離/移動速度）＋30分（準備等に要する時間）により、最終集計（D1・D2・E）を算出するが、自動車・電車・バスを移動手段として利用する職員は、発災から3日前までの移動手段の分類が困難であるため、算出根拠として各移動手段の通勤距離の少ない順に3割を徒歩、残りの7割が自転車を利用すると想定し、移動時間（通勤距離/移動速度）＋30分（準備等に要する時間）により、最終集計（D1・D2・E）を算出する。

【業務継続計画【職員参集予測】算出方法】

表-7

【移動手段別参集区分】

距離 (km)	徒歩			自転車			バイク			自動車 電車・バス	
	参集 時間	中間 集計	最終 集計	参集 時間	中間 集計	最終 集計	参集 時間	中間 集計	最終 集計	参集 時間	中間 集計
0.0	0:30	A	A	0:30	A	A	0:30	A	A	0:30	D
1.5	1:00			0:41			0:36			0:30	
1.6	1:02	B	B	0:42	B	B	0:36	B	B	0:30	D
4.0	1:50			1:00			0:46			0:31	
4.1	1:52			1:00			0:46			0:31	
7.5	3:00	C	C	1:26	C	C	1:00	C	C	0:31	D
7.6	3:02			1:27			1:36			0:31	
16.5	6:00	D	D	2:33	D	D	1:36	D	D	0:32	D
16.6	6:02			2:34			1:36			0:32	
20.0	7:10	E	E	3:00	E	E	1:50	E	E	0:32	E
20.1	7:12			3:00			3:00			0:32	
37.5	13:00	D1	D1	5:11	D1	D1	3:00	D1	D1	0:34	E
37.6	13:02			5:12			3:00			0:34	
44.0	15:10	E	E	6:00	E	E	3:26	E	E	0:35	E
44.1	15:12			6:00			3:26			0:35	
70.5	24:00	E	E	9:18	E	E	5:12	E	E	0:38	E
70.6	24:02			9:19			5:12			0:38	
82.5	28:00	E	E	10:48	E	E	6:00	E	E	0:39	E
82.6	28:02			10:49			6:00			0:39	
188.0	63:10	E	E	24:00	E	E	13:02	E	E	0:50	E
188.1	63:12			24:00			13:02			0:50	
214.5	72:00	E	E	27:18	E	E	14:48	E	E	0:53	E
214.6	72:02			27:19			14:48			0:53	
352.5	118:00	E	E	44:33	E	E	24:00	E	E	1:07	E
352.6	118:02			44:34			24:00			1:07	
572.0	191:10	E	E	72:00	E	E	38:38	E	E	1:30	E
572.1	191:12			72:00			38:38			1:30	
1,072.5	358:00	E	E	134:33	E	E	72:00	E	E	2:22	E
1,072.6	358:02			134:34			72:00			2:22	

【中間集計】

A	通勤距離が徒歩で1.5km、自転車で4.0km、バイクで7.5km以内
B	通勤距離が徒歩で7.5km、自転車で20.0km、バイクで37.5km以内
C	通勤距離が徒歩で16.5km、自転車で20.0km、バイクで82.5km以内
D	通勤距離が徒歩で20.0km、公共で20.0km以内、バイクで82.6km以上
E	上記に属さない全職員

【最終集計】

A	(中間集計Aのすべて) 1時間以内に参集可能
B	(中間集計Bのすべて) 3時間以内に参集可能
C	(中間集計Cのすべて) 6時間以内に参集可能
D1	(中間集計Dのうち) 24時間以内に参集可能
D2	(中間集計Dのうち) 2～3日目に参集可能
E	(中間集計Eのうち) 4日目から1週間に参集可能

* 参集可能率

- ・ 参集可能率 (%) = 1 - 参集不能率 (%)

参集不能率とは職員の負傷等により参集が不可能な割合で管内における最大被害想定を基に算出する。

【発災から24時間】

- 自宅の全半壊等による職員及び家族の死傷、家屋の被災、参集経路確保不可等発災による参集不能者を管内罹災者数(85,832人)を管内人口(280,415人)で除した罹災率を参集不能者とし発災から24時間は職員の30.6%が参集不能とし、69.4%の職員が参集可能と仮定する。

【24時間から72時間】

- 自宅が災害により被災し、自身及び家族を含めて避難が必要なものは72時間は自身及び家族の安全確保により参集不能者を管内避難所生活者数(24,893人)とし、管内人口比より職員の8.8%が参集不能とし、91.2%の職員が参集可能と仮定する。

【72時間から以降】

- 職員自身が死亡あるいは負傷した場合の参集不能者を死傷者数(3,244人)とし、管内人口比より職員の1.2%が参集不能とし、98.9%の職員が参集可能と仮定する。

第5章 安否確認

1 消防職員の安否確認及び家族の安否確認

災害時において、消防職員及びその家族の安全確保は、職員が安心して業務を継続する上で非常に重要であり、また、業務継続に必要な人員資源を配分する上でも重要である。職員の安否及び参集は勤務時間内外を問わず、電話、無料通話アプリ、メール等のあらゆる伝達手段を活用する。

職員は、自身の安否及び家族の安否を確認後遅滞なく参集することとなるが、職員が家族の安否確認をできていない場合は、参集後に提出する「災害時安否確認票（別記様式第1号）」に記載された連絡先に総務課人事係が連絡し安否確認に努めることとする。

なお、家族の安否確認については、普段から家族内で連絡方法等を確認しておくよう周知徹底を図る。

2 緊急連絡先の整理

発災時に必要となる緊急連絡先等をあらかじめ整理し更新しておく。その際、個人情報に記載された資料は、「職員緊急連絡先一覧」（別記様式第2号）として、泉州南消防組合コンピューター・ネットワークに保存するとともに、ネットワークが使用できなくなった時のために、総務課長及び指令課長は全所属職員分を、また、各所属長は自所属職員分を印刷し保管しておく。

第6章 業務継続のための執務環境の確保

1 庁舎

(1) 地震津波災害時の対応

中央構造線断層帯地震をはじめとする活断層による直下型地震及び南海トラフ大地震、東南海地震等の海溝型地震においては、消防本部庁舎機能（特に消防指令センター機能）が使用不能となる可能性もあるため、消防組合では、消防指令センター非常時対応実施要綱を制定して、通信機器等障害マニュアルにおいて、熊取署への消防指令センター移行手順を定めている。なお、津波災害に関しては、高潮浸水被害に準ずるものとする。

また、消防職員の安全を確保するため、総務課及び各署所の当直責任者等は、発災後速やかに執務上必要となる庁舎等の被害状況を確認し、必要な場合には立入禁止等の措置を講ずる。

(2) 高潮浸水災害時の対応

気象庁から消防組合管轄区域に対する高潮警報又は特別警報が発令された場合、各署の取り決め及び関係市町の地域防災計画に基づき、被害状況を確認した上で、業務を継続する。

また、共同溝等の浸水被害により本部庁舎の電源喪失又は通信回線障害が発生する可能性が考えられるため、緊急通報回線途絶時は通信機械等障害マニュアルに基づき熊取署へ移行するとともに、各課員に関しては被害状況を勘案し、各署で業務を継続する。

2 電力

消防本部庁舎、泉南署、阪南署、熊取署、岬署、阪南署北分署及び空港出張所は、商用電力の供給が停止した場合、自動的に非常用発電設備が起動することになっており、燃料補給及びエンジンオイル交換を実施することで、商用電源復旧までの電力が供給可能であり、パソコン、電話等の事務機器は通常どおり使用することができる。

ただし、冷蔵庫、電気ポット等、業務に直接関係しない電気製品や電力容量の大きな機器については、原則、その使用を禁止するとともに、常に非常用コンセントの負荷容量、パソコン、プリンターの使用可能状況等を把握しておく。

3 物資の備蓄

職員が数日間にわたり災害応急対策に従事するため、物資の備蓄については次のとおりとする。

(1) 食料・飲料水等

ライフラインの復旧にしばらくの時間を要することを考慮し、各自で3日分を目途に必要な食料及び飲料水を職場の個人ロッカー等に備蓄する。登庁に際して、3日分の食料、着替え、季節により防寒対策、雨具、懐中電灯などを持参するものとし、日常から各家庭に常備しておく。

なお、災害応急対策が長期にわたり、職員に食料、飲料水及び日用品等の配給が必要となった場合に備えて食料等物資の優先供給先について、消防組合と事業者の間で覚書等を締結しておく。(資料1)

また、必要があると判断した場合は、3市3町に協力を依頼する。

(2) トイレ

下水道の復旧には相当の時間を要することが予想され災害応急対応が長期化した場合に備え、備蓄型の簡易トイレの供給及び仮設トイレの設置を消防組合と事業所の間で覚書等を締結しておく。(資料1)

また、必要があると判断した場合は、3市3町に協力を依頼する。

(3) 医薬品

負傷者・急病人が発生した場合に必要な医薬品の備蓄についても調達に努めるものとする。

(4) 燃料等の確保

大規模災害時においては燃料の流通が滞ることも予想されるため、各署においては出来るだけ自署において備蓄燃料を確保するとともに、各署が物品供給単価契約において平素から給油している石油販売店及び非常電源を備えた石油販売店等と覚書等を締結し、各庁舎及び消防救急デジタル無線設備の非常用発電設備並びに緊急車両等の燃料を確保する。(資料2)

その他、大阪府と石油連盟が締結している、「災害時重要施設に係る情報共有に関する覚書」を活用する。(資料3)

なお、泉佐野消防署の非常用発電設備においては、燃料がA重油であり、取り扱っている石油販売店が少なく大規模災害時において、A重油を確保することが困難であることが予想されるため、確保できない場合は軽油による運転も考慮する。

また、非常用発電設備自体をA重油から軽油への切り替えを検討し、その内容は泉州南消防組合個別施設計画に盛り込むことも検討する。

(5) その他消耗品

コピー用紙、トナーカートリッジ等の備蓄必要量は、平常時消費の1週間分とする。

4 通信

電話の輻輳や不通が予想されるため、固定電話及び公用携帯電話に設定されている災害時優先電話、一般電話の代替手段となる消防防災無線・衛星通信ネットワークの活用について、マニュアルの配付等により使用方法の周知徹底を図る。

なお、デジタル無線機同士では通信可能であり、事前訓練で通信距離の確認を行っておく。

更に、バックアップ体制の構築を推進し、情報通信体制の確保に努める。

また、SNSなども通信手段となりえるため、無料通話アプリ等で所属長及び各所属職員の連絡体制を構築し、災害時の非常招集及び情報伝達手段の一つとして活用する。

(資料4)

5 情報システム

非常時優先業務に不可欠な情報システムについては、バックアップシステムを構築し、消防指令センターが被災したことにより情報システムのサーバが使用不能となった場合でも継続して利用できるよう情報システムのバックアップ体制の構築に努める。

6 広報

災害対応に関する広報の手段としてホームページ、ラジオ、ケーブルテレビ、SNS等を活用して情報提供手段の多量化を図り、より確実な情報提供に努める。

7 その他

(1) 排水機能

消防本部庁舎の排水は自然流下で下水へ排水されるが、下水道が被害を受けた場合は、庁舎から排水することができない。

なお、排水管からの漏水による二次被害を防止するため、下水道及び排水管等の健全性が確認されるまでは、トイレ、給湯室等の使用を禁止する。

また、各署所においても同様とする。

(2) 転倒対策

特に重要なOA機器の固定を行い、棚等の転倒、書類・備品等の落下による被害が生じないように、不安定な棚等の上部に重量物を置かないなどの措置を講じ、その状況を常に確認する。

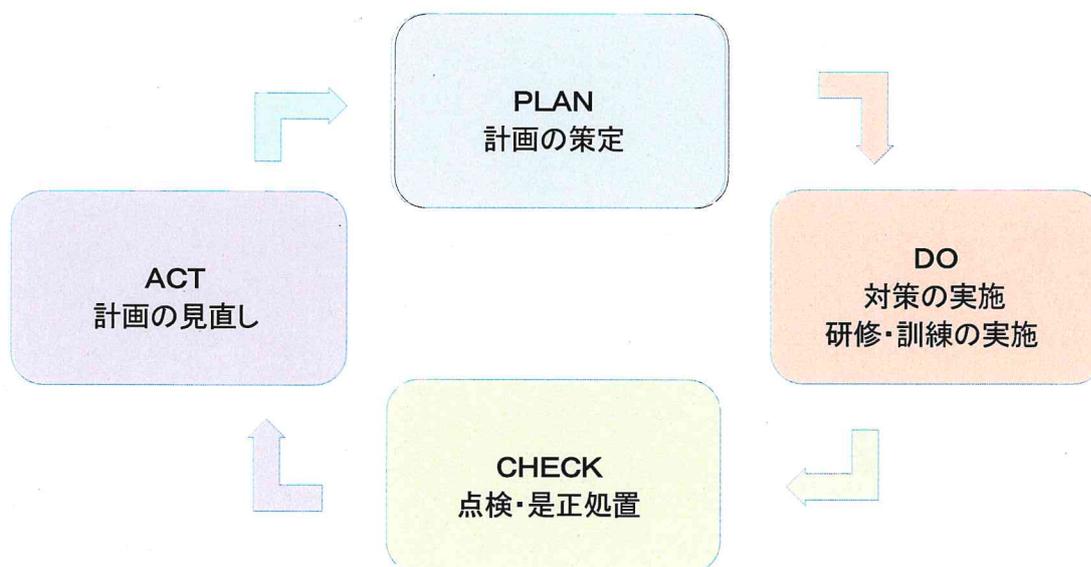
第7章 業務継続体制の向上

1 持続的改善

「業務継続の基本方針」に基づき対応できるよう、PDCAサイクル（図-3）を通じて本計画を持続的に改善するための取組みを行う。

【持続的改善】

図-3



2 教育・訓練

防災訓練の実施を計画する場合は、各種規程、要綱、マニュアル及び業務継続計画における各個に与えられた役割を平時から想定させ、大規模災害時の施設等の機能を周知させることを目的とし、徒歩参集訓練、安否確認訓練、システム稼働訓練、強制停電訓練などを実施するほか、業務継続計画についての教養などを定期的の実施することが必要である。

3 計画の検討・見直し

業務継続計画については、記載措置の実施状況について毎年度検討し、訓練や実災害を通じて問題点が明らかになった場合には、随時計画の見直し・修正を行うこととする。

附 則

この計画は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和6年3月26日から施行する。

高潮浸水被害について、泉州南消防組合における被害想定、組織改編についてを追記

第4章 3 関係 (別表)

業務継続計画【職員参集予測】集計結果

区分	所屬	総務課		管理課		予防課		警備課		指揮司令課		泉佐野署		田尻出張所		空港出張所		日根野分署		上瓦屋出張所		泉南署		砂川出張所		熊取署		阪南署		南西分署		岬署		合計					
		中間集計	最終集計	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価	初期評価	最終評価						
A 判定		2	2	0	4	2	4	4	4	2	2	1	1	0	0	5	6	1	2	8	8	1	2	8	8	0	0	11	12	4	6	3	3	1	1	48	53		
		3	16	0	15	1	22	2	2	2	37	0	4	0	10	2	14	3	12	7	36	7	12	7	36	0	2	6	28	1	23	3	13	8	15	39	255		
B 判定		0	2	0	4	0	4	0	4	0	6	0	3	0	1	0	0	4	0	0	0	0	4	0	3	0	4	0	1	7	0	6	0	21	0	65			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4		
C 判定		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D 判定	徒歩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 判定	バイク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 判定	自動車 電車	13	0	3	0	14	0	0	35	0	0	5	0	10	0	13	0	0	0	29	0	11	0	24	0	3	23	0	0	0	12	0	15	0	235	0	0		
		2	0	0	0	4	0	8	0	8	0	2	0	1	0	0	0	1	0	3	0	3	0	8	0	3	2	0	0	4	0	4	0	13	0	55	0		
E 判定		20	20	3	23	27	27	23	47	47	8	8	11	11	20	20	18	18	47	47	18	18	47	47	6	6	42	42	37	37	22	22	37	37	377	377			
		20	20	3	23	27	27	23	47	47	8	8	11	11	20	20	18	18	47	47	18	18	47	47	6	6	42	42	37	37	22	22	37	37	377	377			

(備考)

消防長・次長・総務部長は総務課に分類、警防部長は警備課、各署へ配置されている予防課員は各署に分類、派遣職員の木村主幹、藤田係長は消防本部までの車通勤で総務課に分類しています。

災害時安否確認カード

泉州南消防組合

【職員名】 _____ (所属: _____)

電話番号	チェック欄				備考
携帯	無事・不明 ケガ・死亡	令和 年 月 日 時	分現在 (確認中・確認済)		
	自宅	令和 年 月 日 時	分現在 (確認中・確認済)		

【家族の安否確認】

氏名	連絡先	続柄	チェック欄			
			令和 確認者 (所属)	年 月 日 時	分	(確認中・確認済) (氏名)
			無事・不明・ケガ・死亡	令和 年 月 日 時	分	(確認中・確認済) (氏名)
			無事・不明・ケガ・死亡	令和 年 月 日 時	分	(確認中・確認済) (氏名)
			無事・不明・ケガ・死亡	令和 年 月 日 時	分	(確認中・確認済) (氏名)
			無事・不明・ケガ・死亡	令和 年 月 日 時	分	(確認中・確認済) (氏名)
			無事・不明・ケガ・死亡	令和 年 月 日 時	分	(確認中・確認済) (氏名)

第5章2 関係 (別記様式第2号)

職員緊急連絡先一覧 (課・署所別)

所 属		勤務体制		メールアドレス	居住地 (市町のみ記載)
氏 名	電話番号				
1	携帯				
	固定				
2	携帯				
	固定				
3	携帯				
	固定				
4	携帯				
	固定				
5	携帯				
	固定				
6	携帯				
	固定				
7	携帯				
	固定				
8	携帯				
	固定				
9	携帯				
	固定				
10	携帯				
	固定				
11	携帯				
	固定				
12	携帯				
	固定				
13	携帯				
	固定				
14	携帯				
	固定				
15	携帯				
	固定				
16	携帯				
	固定				
17	携帯				
	固定				
18	携帯				
	固定				
19	携帯				
	固定				
20	携帯				
	固定				
21	携帯				
	固定				
22	携帯				
	固定				
23	携帯				
	固定				
24	携帯				
	固定				
25	携帯				
	固定				

※1 日勤・1課・2課・課・署所別で記載すること。

※2 各署配置の予防課員は各署で記載すること。

※3 消防長・次長・部長・理事 (泉佐野署長は除く) は消防本部で記載すること。

第6章3(4)関係(資料3)

災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

大阪府(以下、甲という)と石油連盟(以下、乙という)は、地震・風水害・雪害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社(以下、会員会社という)から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給(以下、非定形的な燃料供給という)を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において平時から共有し、大規模災害時に有効に運用すべく、本覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、地震・風水害・雪害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律(以下、石油備蓄法という)第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされる等、政府が乙若しくは会員会社に対する非定形的な燃料供給要請に関与する場合において、それらの枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

(大規模災害)

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行う等により、政府が乙若しくは会員会社に対して非定形的な燃料供給を要請した災害をいう。

(重要施設)

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

(重要施設の設備等情報)

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報(以下、設備等情報という)を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性、最新性、網羅性の確保に努めるものとする。

(設備等情報の追加・変更)

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前条に基づいてこれを乙に提供する。

(設備等情報の更新)

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

(設備等情報の展開・共有)

- 第7条 乙は、甲から提供された本覚書第4条の設備等情報を、会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。
2. 乙が、経済産業省から、政府の大規模災害時対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとして、本覚書第4条の設備等情報の提供を求められた場合に、甲はこれを経済産業省に提供することについて同意する。

(設備等情報の利用)

- 第8条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、大規模災害時に政府からの非定形的な燃料供給要請があった場合、及びそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練を行う場合に利用するものとし、乙及び会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用しないものとする。

(設備等情報の管理)

- 第9条 乙及び会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

(有効期間)

- 第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法等に基づく政府関与の制度等が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これらに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附則

平成25年3月29日付けで締結した覚書は、廃止とする。

令和2年3月31日

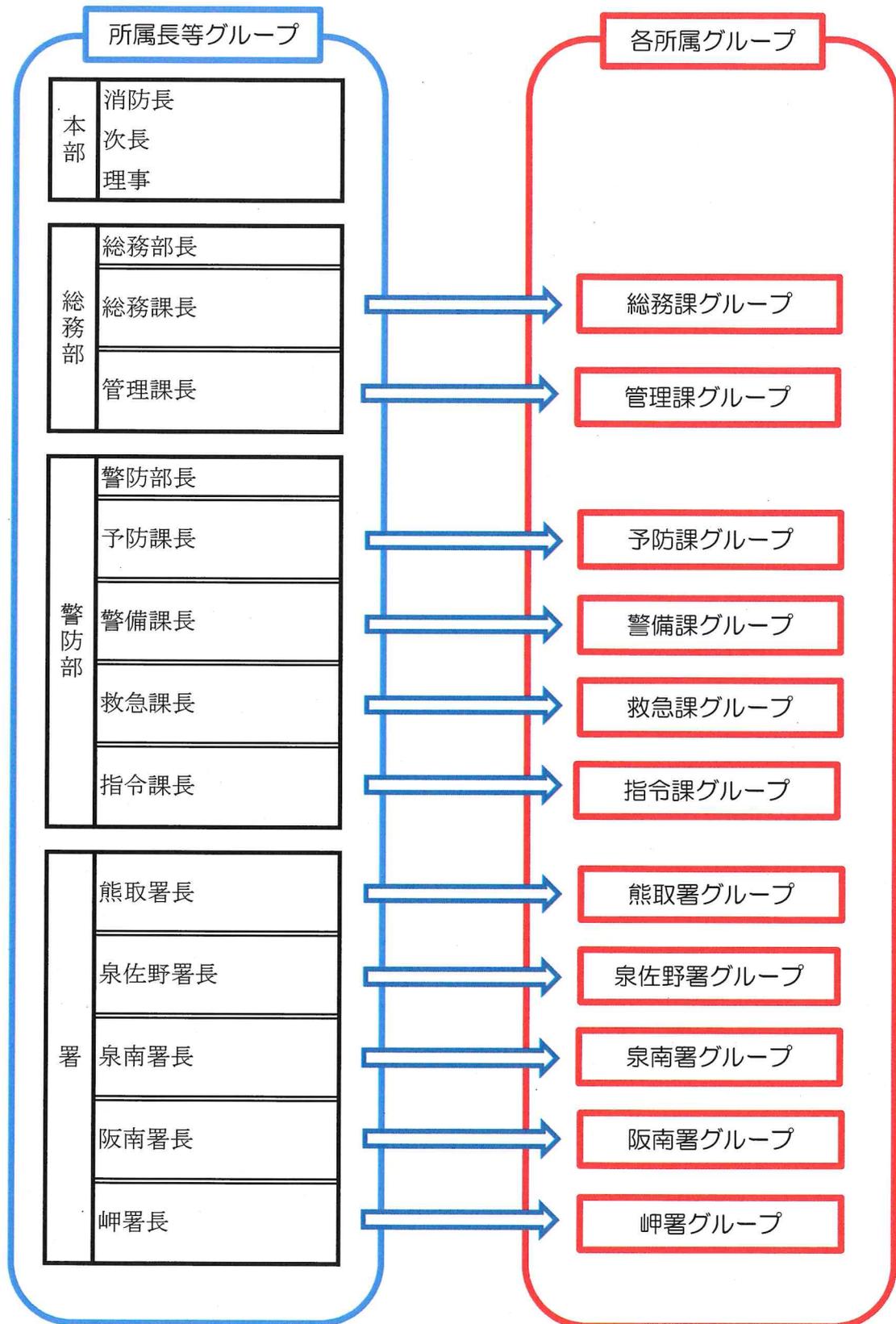
甲 大阪市中央区大手前二丁目1番22号
大阪府知事 吉村 洋文



乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
石油連盟
専務理事 奥田 真弥



無料通話アプリによる情報伝達



※1 指令課長は、年度初めに所属長等のグループを構築するものとする。

※2 各所属長は、年度初めに自所属のグループを構築するものとする。